

# 兵庫県丹波黒振興協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は、兵庫県丹波黒振興協議会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、兵庫県産丹波黒の生産から販売に関わる関係者が連携して、県域及び地域の丹波黒の安定生産、品質向上及び需要拡大の推進と併せ、ブランド力の強化を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 優良な丹波黒の安定生産に関すること
- (2) 丹波黒の需要拡大に関すること
- (3) 丹波黒のブランド力の強化に関すること
- (4) 丹波黒に係る情報の収集・提供に関すること
- (5) 会員相互の交流の促進に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

## (会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、兵庫県産丹波黒の振興に取り組む兵庫県内の団体、企業、県・市町及び学識経験者によって構成する。

- 2 会費は無料とする。
- 3 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を経て加入できるものとする。
- 4 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 理事 8名以内
  - (4) 監事 2名以内
- 2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。
  - 3 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
  - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
  - 5 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
  - 6 監事は、会計ならびに業務の執行を監査する。
  - 7 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 8 補欠により就任した役員および団体の代表者の交代により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 9 役員は辞任または任期終了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (会 議)

第6条 本会の会議は総会、理事会及び専門部会とする。

## (総 会)

第7条 総会は、原則として年1回会長が召集して開催する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 3 総会の議長は会長とする。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業報告および収支決算
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 5 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (理事会)

第8条 理事会は会長が召集する。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 3 理事会の議長は会長とする。
- 4 理事会は、本会運営に関する重要事項を審議する。
- 5 議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (専門部会)

第9条 本会の業務を円滑に行うため、本会の下に、専門部会として生産部会と加工・流通部会を置く。

- 2 専門部会は、会員の中から会長が委嘱した者をもって組織し、部会長及び部会員により構成する。

## (会 計)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、協賛金・分担金・負担金・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。

## (事務局)

第11条 事務局は、兵庫県農政環境部農林水産局農産園芸課内に置く。

- 2 事務局には、業務を適正に執行するため、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長は、兵庫県農政環境部農林水産局農産園芸課長をもってあてる。
- 4 本会の業務は、事務局長が総括し、処理する。

## (その他)

第12条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成20年11月26日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協議会の設立当初の役員任期は、第5条第7項の規定にかかわらず、選任された日から平成22年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立当初の会計年度は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成21年8月28日から施行する。